

現場ですぐに役立つ 安全衛生Q&A

1

CSP労働安全コンサルタント
二階堂 久

今号では、建設現場に配属された若手技術者の方から、よく聞かれる質問にお答えします。なお、安全衛生に関する質問や疑問をメールでお寄せいただければお答えしますので、ご活用ください。【E-mail : webmaster@to-gisi.com】

現場に図表1のような大きな看板で『無事故無災害』と掲示されていますが、事故と災害は何が違うのでしょうか。

図表1

無事故 + 無災害

規模の大きい事故のことを災害と思っていた方はいませんでしたか。労働安全衛生法（以下、「安衛法」）第2条に労働災害の定義として、「労働者の就業に係る建設物、設備、……（中略）……、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」と定められています。

つまり、労働者が被害を受けたときに「災害」といいます。災害の原因（起因）となった通常ではない出来事を「事故」といいます。

たとえば、移動式クレーンが転倒したときは事故ですが、オペレーターや玉掛け者等が負傷した場合は災害となります。ほかにも、掘削中にガスパ管を破損させて爆発したときは事故ですが、この爆発によって掘削していた作業員が負傷した場合は災害となります。

また、事業者は、災害の発生時は労働基準監督署に報告しなければならないのは当然ですが、事故の発生時も報告しなければなりません。労働安全衛生規則（以下、「安衛則」）第96条に報告すべき事故について、個別の具体的な定めがあります。

なお、前述は安衛法に基づいた労働災害の一般的な説明です。（社）全国土木施工管理技士会連合会が行っている建設工事事故データベースSASは、事故の範囲を第三者等まで拡大して定義を定めています。

安全衛生関係の『責任者に関する用語』はどれも似通っていてよく覚えられません。覚えやすい方法はありますか。

先日、安全診断した神奈川県内の建設作業現場の緊急連絡体制表に“元方安全衛生責任者”として、堂々と表示されていました。

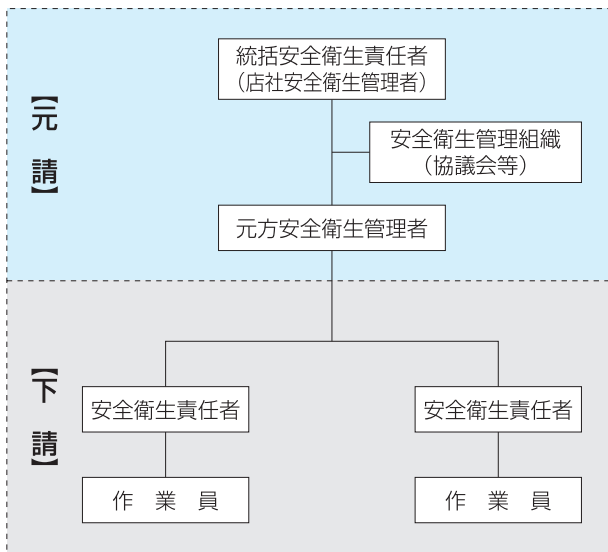
店社と現場のトップに関しては、しっかりと覚えましょう。ここでは法律用語の説明ではなく、あくまで便宜上の覚え方を紹介します。

店社は、安全管理者や衛生管理者等の管理者を総括的に管理するので、「総括安全衛生管理者」となります。

現場は、関係請負人（下請）が選任した安全衛生責任者を統括するので、「統括安全衛生責任者」となります。特定元方事業者（建設業等の元請）として、現場関係者に細かく直接的な安全管理や衛生管理の指示を行う者が「元方安全衛生管理者」（建設業のみ）と覚えましょう（図表2）。

選任、資格、職務等は安衛則の第2章安全衛生管理体制に定められています。

図表2 安全衛生管理組織の一例



施工計画時にリスクアセスメントを導入しました。作業に対してリスクの見積りを行い、リスク低減措置を考えた後の『措置実施後のリスクの見積り』は、どのような目安で行うのが良いのでしょうか。

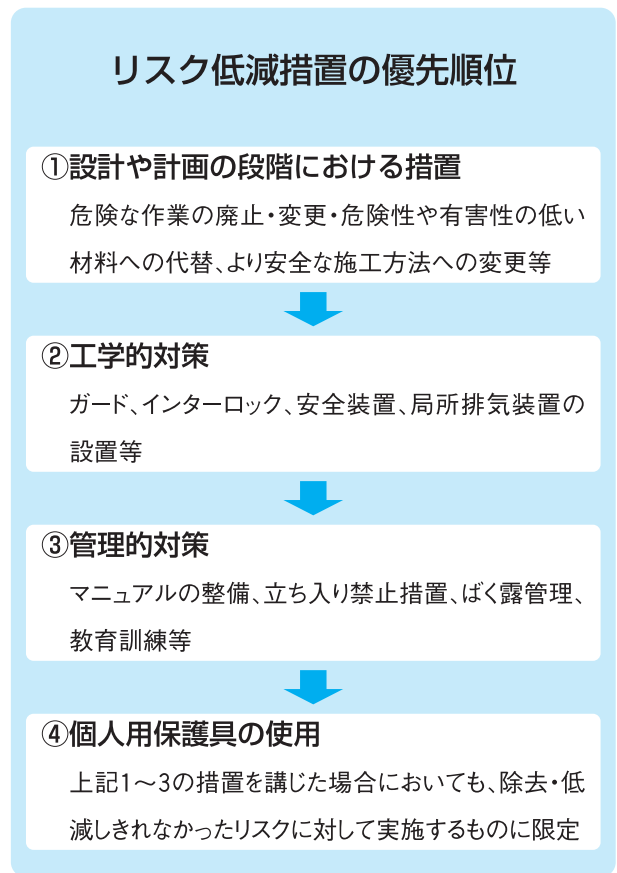
各社はリスクの見積もりを「○△×」「数値」「ABC」等で実施しています。リスク低減措置を実施したからといって、自動的に“△⇒○”や“×⇒○”としてはいけません。

粉じんが充満している作業場を考えてみてください。リスク低減措置として、「防じんマスクを使用する」とします。性能の良い保護具を使用すれば、発生可能性は「×⇒△」に低減することがあるでしょう。

しかし、重篤度は粉じんが充満している現状に変わりはないので、保護具を使用しても作業環境のリスクは低減していないので「×⇒×」です。

厚生労働省の「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」にある「10. リスク低減措置の検討及び実施」によると、次の4段階で実施するものとなっています。図表3のなかの③および④の低減措置では、一般的に、重篤度は下がらないことに注意してください。

図表3



【参考文献】

中央労働災害防止協会『安全衛生用語辞典』（平成17年6月）

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会より称号使用を許可された者です。